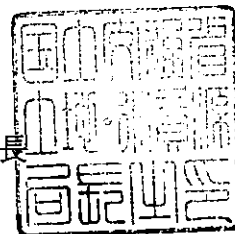




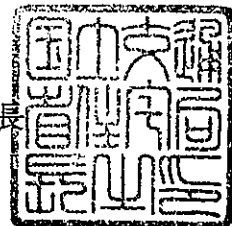
国土動指第89号
国住マ第60号
平成28年3月14日

公益社団法人
全日本不動産協会理事長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



国土交通省住宅局長



マンション標準管理規約の改正について

マンション標準管理規約は、管理組合が、それぞれのマンションの実態に応じて管理規約を制定、変更する際の参考として、作成、周知しているものであり、これまで、マンションに関する法制度の改正や、マンションを取り巻く情勢の変化等に対応して見直しを行ってまいりました。

今般、マンション管理の諸問題として、高齢化等を背景とした管理組合の担い手不足、管理費の滞納等による管理不全、暴力団排除の必要性、災害時における意思決定ルールの明確化など、様々な課題が指摘されました。

これら課題に対応するため、平成24年1月に「マンションの新たな管理ルールに関する検討会」を設置、平成27年3月に報告書を取りまとめ、改正案についてのパブリック・コメントの実施を経て、今般、マンション標準管理規約（単棟型）（別添1）及びマンション標準管理規約コメント（単棟型）（別添2）を策定しました。

については、今回の改正の趣旨を踏まえ、これらを参考として活用されるよう、貴団体加盟の業者に対して周知徹底をお願い致します。

また、「マンションの管理の適正化に関する指針」を改正する告示を公布しましたので、この新旧対照表（別添3）を送付いたします。

なお、本件に関しては、別添4のとおり、都道府県知事及び政令指定都市の長あてに通知しましたので、念のため申し添えます。

おって、マンション標準管理規約及び同コメント（団地型）、マンション標準管理規約及び同コメント（複合用途型）については、策定が出来次第送付いたします。